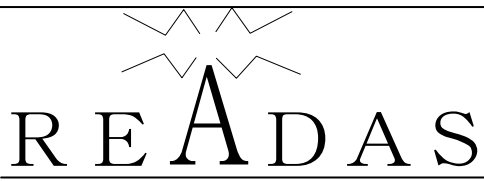


第 5820 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年10月20日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 個人事業の慰安旅行費用

**Q**：私は小売業を営む個人事業者です。この度、2泊3日で慰安旅行に行く計画をしています。参加するのは、私と事業専従者である妻、2人の従業員です。この費用の取扱いはどうなりますか？

**A**：社会通念上、一般的であると認められるものは、福利厚生費として必要経費に算入することができます。

### 【解説】

所得税では、慰安旅行にかかる費用について、次のように取り扱うこととされています。

#### ①従業員に係る費用

従業員にかかる費用は、それが社会通念上一般的であると認められる程度のものであれば、福利厚生費として必要経費に算入することとなります。

#### ②事業専従者に係る費用

事業専従者にかかる費用は、その費用が従業員と同一基準で支出されたものである場合は①に準じた取り扱いをすることができます。

#### ③事業主に係る費用

事業主にかかる費用はその旅行に参加することが、従業員の監督上、どうしても必要であると判断される場合は、必要経費に算入することができます。

なお、事業主と事業専従者だけで旅行した場合の費用は家事的なものとして、必要経費に算入することはできませんので注意して下さい。

